

教 育 課

(学 校 教 育)

学校教育指導の方針と重点	13
活用してほしい資料一覧	23
令和3年度 学校訪問実施要項	28
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	29
特別支援教育巡回相談員制度について	30
特別支援教育専門家チームについて	32
事故、感染症等の報告	33
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	33
感染症、食中毒等の場合	33
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	35
麻しん・風しん送付票〔様式1〕	36
麻しん・風しんの発生及び措置状況〔様式2-1〕	37
食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）	38
新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票〔資料3〕	39
新型コロナウイルス感染症に係る措置状況〔資料4〕	41

学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、青森県で定めた「青森県教育振興基本計画 2019～2023年度」、「青森県教育施策の方針」、「令和3年度学校教育指導の方針と重点」及び「『上北の教育』の重点に係る調査」等を基に、管内小・中学校の現状を踏まえて設定したものである。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育においては、子供たちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成が重要である。これまでも、子供たちが自ら学び自ら考える力などの確かな学力や他者と協調し他者を思いやる心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。

複雑で予測困難な時代の中でも、子供たちが社会の変化に主体的に関わり、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。こうした力は、生きる力そのものであり、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進を図ることと、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要である。

また、不登校、いじめや非行などの問題行動への対応、特別支援教育の充実、安全教育の充実に対しても、より一層積極的に取り組むことが求められている。

これらのことから、教育は人づくりという視点に立って、一人一人の子供の未来を見据え、学校運営に創意工夫をこらし、学校間や家庭、地域社会との「横の連携」と、幼児教育から高等学校教育までの「縦の連携」を大切にしながら、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく必要がある。

各学校においては、全教育活動を通して教育目標の具現化に努めることが重要であり、まず、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、きめ細かな個に応じた指導を行うこと、生徒指導等においては、全教職員の共通理解を図り、目的意識を明確にもった指導を行うことが不可欠である。また、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら教育課程を編成することや、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、家庭や地域社会と連携及び協働を図りながら指導に当たることが大切である。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きい。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、日常の研究・研修に関わる取組や相互のコミュニケーションを通して、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切である。

「上北の教育」学校教育指導の方針と重点 全体構造図

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

重 点

1-1 授業の充実 「めあてとまとめ」「見通しと振り返り」を工夫した授業づくりを

- ① 学習過程及び評価の充実
 - (1) 導入：「めあて」（学習課題）と解決方法の「見通し」の明確化
 - (2) 展開：自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
 - (3) 終末：学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
 - (4) 評価：評価の観点に対応した指導と評価の一体化
- 2 学習環境づくりと学習習慣の確立
- 3 新学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準等の整備・活用

1-2 総合的な学習の時間の充実 新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善を

- ① 新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善
- 2 探究的な学習活動の充実
- 3 評価の工夫

2 道徳教育の充実 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫を

- 1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実
- ② 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

3 特別活動の充実 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について共通理解を

- ① 話し合いを生かした学級活動の充実
- 2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫
- 3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実
- 4 協力して興味・関心を追求するクラブ活動の工夫（小学校）
- 5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

4 体育・健康教育の充実 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実を

- 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- ② 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実
- 3 食に関する指導の充実
- 4 安全管理及び安全教育の充実

5 生徒指導の充実 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底を

- 1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実
- 2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実
- 3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実
- ④ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

「方針」を踏まえて、12の「重点」と「実践の強調点」「充実のために（複式教育）」を設定し、特に
お願ひしたい「実践の強調点」には㊦を表示しています。

6 キャリア教育の充実 学級活動を要とした全体計画及び年間指導計画の作成・見直しを

- ㊦1 指導体制の整備・充実
- 2 現在及び将来の生き方について考え、行動し、活動の過程を記録する指導の充実
- 3 啓発的体験活動の充実

7 特別支援教育の充実 個別の指導計画を活用した指導の充実を

- 1 校内支援体制の整備・充実
- ㊦2 個別の指導計画等の活用による指導の充実
- 3 家庭や地域社会、関係機関との連携

8 環境教育の推進 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に全教職員で共通理解と協力体制づくりを

- ㊦1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- 2 環境に関わる体験活動の充実

9 国際化に対応する教育の推進 各学年の領域に応じた言語活動の工夫・充実を

- 1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- ㊦2 外国語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成
- 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

10 情報化に対応する教育の推進 学習指導におけるICTの適切な活用を

- 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- ㊦2 学習指導におけるICTや各種統計資料等の適切な活用
- 3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

11 研修の充実 新学習指導要領に基づく実践的研究の充実を

- 1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- 2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- ㊦3 新学習指導要領に基づく実践的研究の充実

12 複式教育 見直しをもった年間指導計画の作成を

- 1 校内体制の整備・充実
- ㊦2 実情に即した年間指導計画の作成
- 3 学習指導の工夫・充実

重点 1 - 1

授 業 の 充 実

実践の強調点 「めあてとまとめ」「見通しと振り返り」を工夫した授業づくりを

① 学習過程及び評価の充実

- (1) 導入：「めあて」（学習課題）と解決方法の「見通し」の明確化
児童生徒から疑問を引き出すなどして、解決の必然性・必要感のあるめあて（学習課題）を設定する（動機付け）とともに、予想などから解決方法の見通しを明確にもたせる（方向付け）。
- (2) 展開：自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
学習形態を工夫し対話を通して課題を解決するなど、児童生徒の実態に即した多様な解決方法を取り入れ、思考力、判断力、表現力等を育成する。また、児童生徒の多面的・多角的で深い理解を支える教師の支援の在り方を工夫する。
- (3) 終末：学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
児童生徒の言葉を生かして学習内容をまとめ、一人一人の学びを振り返る場を設定することによって、学んで得た知識や技能を関連付けたり、自身の変容に気付かせて身に付いた資質・能力を自覚させたりする。また、未解決事項や深めたい事項を明らかにすることにより次時の学びにつなげる。
- (4) 評価：評価の観点に対応した指導と評価の一体化
評価規準等の見直しを図り、評価に応じた具体的な指導の充実を図る。

2 学習環境づくりと学習習慣の確立

- (1) 学校図書館を利用した調べ学習の充実や主体的な学習活動を支えるICT活用の環境づくりに努め、積極的な活用を図る。
- (2) 学び方を身に付けさせ、家庭と協力しながら学習習慣の確立に努める。

3 新学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準等の整備・活用

新学習指導要領の趣旨を踏まえた各教科等の年間指導計画及び評価規準等の整備・活用を図る。

重点 1 - 2

総合的な学習の時間の充実

実践の強調点 新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善を

① 新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善

全教育活動との関連や小・中学校相互に情報を共有しながら、六つの要素（目標、内容、学習活動、指導方法、学習の評価、指導体制）を示した全体計画及び各教科等との関連を示した年間指導計画の改善を図る。

2 探究的な学習活動の充実

- (1) 探究課題の解決や探究的な学習の過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）においては、各教科等で身に付けた資質・能力を積極的に活用し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動の充実に努める。
- (2) 地域の教材や学習環境を活用し、体験活動や観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。

3 評価の工夫

- (1) 各学校の目標や内容に基づいた評価の観点を定めるとともに、育成を目指す資質・能力が、児童生徒に身に付いたのかを適切に評価するための評価規準を定める。
- (2) 学習の結果だけでなく、多様な評価方法を適切に組み合わせながら、学習の過程も評価する。

重点 2

道徳教育の充実

実践の強調点 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫を

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する指導体制の整備・充実を図る。
- (2) 各学校の道徳教育の目標を達成するために、各教科等、体験活動などの指導の時期や内容を示した別葉の作成・見直しに努める。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 確実な授業実践のために、各時間のねらいや指導の概要等を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどの工夫により、活用できる年間指導計画の作成に努める。
- ⑨ (2) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 地域教材及びその素材の保存と共有、開発と活用に努める。
- (2) 家庭や地域社会との共通理解に基づく、連携・協力体制の整備・充実を図る。
(道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定等)

重点 3

特別活動の充実

実践の強調点 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について共通理解を

1 話し合いを生かした学級活動の充実

- ⑨ (1) 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について、学校全体で共通理解を図る。
- (2) 学級や学校における諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、実践する活動や振り返りの充実に努める。
- (3) 生活や学習への適応及び一人一人のキャリア形成等について話し合い、意思決定し、他教科等と関連させながら、自己の課題の解決や社会参画意識の醸成を図る。

2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 学校生活上の諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、つくったきまりを守る活動や振り返りの充実に努める。
- (2) 児童会においては、高学年が中心となり学校全体で異年齢集団活動を行い、生徒会においては、ボランティア活動等の社会参画を行うよう、他教科等と関連させながら、指導体制の充実を図る。

3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実

- (1) 学校や地域の実態に応じて、他教科等と関連させながら、行事の重点化や関連・統合を図るなど、学校生活に秩序と変化を与える諸行事の充実に努める。
- (2) 行事のねらいや意義を事前指導で理解させ、自然体験や社会体験、防災・防犯体験等を行わせるとともに、気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりするなどの事後指導の充実に努める。

4 協力して興味・関心を追求するクラブ活動の工夫（小学校）

- (1) 児童が具体的な活動計画を立てて役割分担し、必要に応じて話し合い活動を行い、協力して運営できるように、指導の充実を図る。
- (2) クラブ活動の教育的意義について共通理解を図り、他教科等と関連させながら、児童の興味・関心に応じてクラブを設置するとともに、活動の成果について発表したり、振り返ったりする活動の充実に努める。

5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

- 新学習指導要領に基づき、全体計画及び年間指導計画について、共通理解を深めるとともに、改善に努める。

重点 4

体育・健康教育の充実

実践の強調点 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実を

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) ICTや学習カード、話し合い活動やグループ活動等を取り入れ、児童生徒が自己の能力に適した課題を見付け、思考し判断しながら、課題を解決する学習過程となるように努める。また、児童生徒の運動量の確保にも十分配慮する。
- (2) 教育活動全体において、体力テストの結果等から明らかになった課題に取り組んだり、仲間とともに多様な運動に親しんだりできる場や時間を設定し、児童生徒が主体的に体力を高める機会の確保に努める。また、家庭や地域社会、関係機関と連携し、運動の習慣化を図られるよう努める。

特2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

- (1) 学校保健計画に基づき、児童生徒の心身の健康状態を把握して個人や集団の課題を明確にし、学校保健委員会等を機能させながら組織的かつ意図的・計画的な指導の充実を努める。
- (2) 児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、適切に意思決定や行動選択できるようにするために、保健教育の充実を図り、具体的な実践に結び付くように努める。

3 食に関する指導の充実

- (1) 給食の時間、特別活動、各教科等において、食に関する指導を関連付け、学習した内容を日常生活に生かせるような指導に努める。また、児童生徒の実態を把握し、指導の評価に努める。
- (2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、危機発生時の体制整備等、衛生・安全面に十分配慮する。

4 安全管理及び安全教育の充実

- (1) 各学校の実情に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しと、その内容を教職員間で共通理解する場の設定をする。また、学校安全委員会等を機能させながら、家庭や地域社会、関係機関と連携して児童生徒の安全を確保する体制の整備に努める。
- (2) 自他の生命尊重意識を基盤とし、身近にある危険を予測・回避し、安全に行動できるようにするための発達の段階に応じた指導の工夫に努める。

重点 5

生徒指導の充実

実践の強調点 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底を

1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実

- (1) 全教職員の共通理解の下に全校で取り組む重点的な指導事項を設定し、実践状況を確認するための場を定期的に設け、改善を図る。
- (2) 自校の課題や新しい問題等について、事例研究・演習等を含めた校内研修を、積極的に実施することにより、教職員一人一人の資質向上と、学校組織としての指導力向上を図る。
- (3) 児童生徒の基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指し、校内の指導体制を充実させるとともに、近隣の学校、家庭、地域社会及び関係機関と連携・協働し、情報を共有して相互の信頼・協力関係を一層強化する。

2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

児童生徒が主体的に取り組めるような場を工夫することにより、生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実を図る。

3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実

- (1) 日常的な触れ合いや個に応じた教育相談、アンケート調査などを通し、児童生徒のより詳細な内面理解に努める。また、日常的な指導状況について教職員間及び保護者との確実な情報共有を図る。
- (2) 積極的に教育相談などを行うことで、児童生徒の悩みや不安を早期に把握し、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

特4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの実現に向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動を推進する。
- (2) 外部専門家を学校いじめ対策組織に参画させ、教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を素早く共有し、ハートフルリーダーを中心として、いじめの積極的な認知と組織的対応に努める。

重点 6

キャリア教育の充実

実践の強調点 学級活動を要とした全体計画及び年間指導計画の作成・見直しを

1 指導体制の整備・充実

- ④ (1) 各教科等との関連を図りつつ、学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを図る。
- (2) キャリア教育担当教師等を中心に、キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について全教職員で共通理解を図り、指導の充実に努める。

2 現在及び将来の生き方について考え、行動し、活動の過程を記録する指導の充実

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学ぶこと、働くこと、生きることの結び付きについて考えたり、身の回りにある課題を解決するために、主体的な意思決定に基づいて協働的に活動したりする場を学級活動等の中に意図的に位置付けた指導に努める。
- (2) 児童生徒が自己理解を深め、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」等を活用した指導に取り組む。
- (3) 児童生徒一人一人の生活や人間関係、生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意思と責任で選択、決定することができるようにするためのキャリア・カウンセリングを計画的・継続的に実施する。

3 啓発的体験活動の充実

[小学校]

学級や学校、家庭や地域のために、身の回りの人と力を合わせ、工夫しながら役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解を図る。

[中学校]

集団や社会のために、他者と協力し、自らの能力や適性を生かしつつ責任をもって役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成を図る。

重点 7

特別支援教育の充実

実践の強調点 個別の指導計画等を活用した指導の充実を

1 校内支援体制の整備・充実

- (1) 校長のリーダーシップの下、特別支援教育に係る校内支援体制の充実に努める。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校等の関係機関との連携を図りながら、校内外の研修の充実による教職員の専門性の向上を図る。
- (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、校内及び校種間における引継体制の整備を図り、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた組織的・継続的な支援に努める。

2 個別の指導計画等の活用による指導の充実

- (1) 共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となるよう、ねらいを明確にした、組織的、計画的な交流及び共同学習の実施に努める。
- (2) 個々の障害等に応じた教育課程を適切に編成し、自立や社会参加に向けた指導の充実に努める。
- ④ (3) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画等を基に、指導の評価、改善を行い、障害の状態等に応じた指導の充実に努める。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などについても、個別の指導計画等の作成に努め、教職員間の情報共有を図り、困難さに応じた指導の充実に努める。

3 家庭や地域社会、関係機関との連携

- (1) 児童生徒や保護者のよき相談相手となり、学習上又は生活上の困難について理解し合い、進路や将来の自立、社会参加について適切な指導・援助に努める。
- (2) 共生社会の形成に向けて、連携した支援を進めるために、家庭や地域社会へ特別支援教育に対する理解を促す。
- (3) 将来の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を基に、特別支援学校や福祉、医療、労働等の関係機関と連携した支援の充実に努める。

重点 8

環境教育の推進

実践の強調点 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に全教職員で共通理解と協力体制づくりを

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ④ (1) 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に、全教職員で共通理解と協力体制づくりを図り、教科等間の関連を踏まえた指導に努める。
- (2) 地域環境を共有する近隣の小・中学校がお互いの諸計画を交換し合ったり、取組状況を報告し合ったりしながら、地域の特色を生かした効果的で継続的な指導に努める。

2 環境に関わる体験活動の充実

- (1) 学習した内容が日常化につながるよう、体験活動の事前・事後指導の充実など、意識化・行動化を図る指導の工夫に努める。
- (2) 環境問題について学んだことを実生活の中で生かすことを通して、環境保全に主体的に取り組む行動力を身に付けさせるために、家庭や地域社会と連携し、体験活動の充実を図る。

重点 9

国際化に対応する教育の推進

実践の強調点 各学年の領域に応じた言語活動の工夫・充実を

1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 我が国の伝統や文化に関する教育の充実を図るとともに、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を教材化し、全教育活動を通じた計画的な指導に努める。
- (2) 自分たちの伝統や文化を大切に思う気持ちを育むとともに、我が国と諸外国各々のよさに気付かせ、異なった文化や考えをもつ人々とも互いによさを認め合い、尊重し合おうとする態度を育成するための指導を工夫する。

2 外国語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成

- ④ (1) 外国語指導助手などの効果的な活用及び各学年の領域に応じた、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動の工夫・充実を努める。
- (2) 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の工夫に努める。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 帰国児童生徒や外国人児童生徒に対して、年間を通じた計画的・継続的な生活適応指導・日本語指導等の工夫に努める。
- (2) 異なった文化や習慣への理解を深めるため、外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者等との交流などを通して、世界への関心を高め、視野を広げる指導を工夫する。

重点 10

情報化に対応する教育の推進

実践の強調点 学習指導におけるICTの適切な活用を

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 児童生徒の発達の段階や校種間の接続を踏まえた系統的な情報教育が展開されるよう、新学習指導要領の内容を踏まえながら全体計画及び年間指導計画の見直しを図る。その際、小学校においては、教育課程全体を見渡し、プログラミングに関する学習活動を学校の実態に応じて適切に位置付ける。また、教育情報セキュリティーポリシー等の策定に努める。
- (2) 全ての教員が、授業にICTを活用する能力、児童生徒にICTの活用を指導する能力、情報モラルなどを指導する能力等を身に付けることができるよう、校内研修体制の整備・充実に努める。

特2 学習指導におけるICTや各種統計資料等の適切な活用

- (1) コンピュータ等を活用し、課題解決のために必要な情報を得たり、情報を整理・比較したり、情報を発信・伝達したりする等の学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施するように努める。また、小学校では、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を習得するための学習活動やプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施するように努める。
- (2) 各教科等の学習活動の際は、ICTの活用に加え、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具も適切に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に努める。

3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

- (1) 児童生徒の情報機器の所有状況や家庭における使用状況等を基に、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等、発達の段階に応じて、指導内容を吟味し、計画的・継続的に指導するように努める。
- (2) 情報モラルに関する指導の際は、各教科等における指導及び生徒指導とも関連させた指導が行われるように指導体制を工夫する。また、家庭との連携を図りつつ、地域や民間企業等の教育資源を効果的に活用する。

重点 11

研修の充実

実践の強調点 新学習指導要領に基づく実践的研究の充実を

1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 管理職のリーダーシップの下、全教職員が同僚性を発揮し、所属学年・専門教科の枠を越えて、日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実に努める。
- (2) 「教員等の資質の向上に関する指標」の趣旨や内容の周知を図り、専門職として調和の取れた研修の推進及び一人一人が資質の向上に具体的に取り組める研修体制の整備を図る。

2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 全教職員の参画意識を高め、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法を明確にし、より実践的な研究に取り組む。
- (2) 児童生徒の変容を具体的な姿で評価・検証し、研究で得た成果や課題を日常の実践につなげ、児童生徒に返していくための取組を工夫する。

3 新学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- 特 (1) 全教職員で新学習指導要領の趣旨と内容の十分な理解を踏まえ、自校の実態に応じた教育課程の編成・実施・評価・改善を図り、実践的研究の充実に努める。
- (2) 特色ある教育活動の充実を目指し、地域の教育資源や学習環境の活用を図る。

複式教育

充実のために 見通しをもった年間指導計画の作成を

1 校内体制の整備・充実

- (1) 複式指導についての研修を全校体制で計画的に実施し、日常の授業改善に努める。
- (2) 他学年との「合同学習」や他校との「集合学習」「交流学习」の場を、明確なねらいの下に一層積極的に設定し、社会性や向上心の育成に努める。

2 実情に即した年間指導計画の作成

- ④ (1) 複式指導を一層充実させるために、二つの学年の学習内容の関連を考慮して、単元の配列を工夫するなど、見通しをもった年間指導計画を作成する。
- (2) 変則複式が設置される学校は、単元の組合せや時間配当の工夫に努める。

3 学習指導の工夫・充実

- (1) 1単位時間の授業において、学習内容の焦点化を図った間接指導、ねらいに迫る発問により深まりのある交流となる直接指導に努める。
- (2) 間接指導の充実を図るために、学習の手順・方法や話合いの仕方等を、一人一人の児童生徒の実態に応じて身に付けさせるとともに、「ガイド学習」を取り入れたり、ワークシートやヒントカード、教室環境等の工夫に努めたりする。
- (3) 直接指導の充実を図るために、相手意識を明確にした発信をしたり、上学年の内容に触れたり、既習内容を振り返ったりする機会をつくるなど、授業の中での学年間交流の場の設定を工夫する。

活用してほしい資料一覧

1-1 授業の充実

- 言語活動の充実に関する指導事例集
～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【小学校版】 (平成22年12月 文部科学省)
- 言語活動の充実に関する指導事例集
～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【中学校版】 (平成23年5月 文部科学省)
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料〔各教科等〕〔小学校、中学校〕
(令和2年 国立教育政策研究所)
- 教員向けパンフレット「スタートカリキュラム スタートブック」
(平成27年1月 国立教育政策研究所)
- 主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック (平成29年3月 青森県教育委員会)
- 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム ～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～
(平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 平成24・25年度小学校学習指導要領実施状況調査報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 平成25年度中学校学習指導要領実施状況調査報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 新しい時代を主体的に切り開く小・中学生育成支援事業 平成30年度「改善シート」事例集
～学校課題解決に向けたPDCAサイクルの確立をめざして～
(平成30年3月 青森県教育委員会)
- 平成30年度全国学力・学習状況調査活用事例集 (平成31年3月 文部科学省)
- 新しい時代を主体的に切り拓く小中学生育成支援事業 研究実践校報告書集
(平成31年3月 青森県教育委員会)
- 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査報告書、授業アイデア例等〔小学校、中学校〕
(令和元年 国立教育政策研究所)
- <https://www.nier.go.jp/18chousakekkahoukoku/index.html>
- <https://www.nier.go.jp/jugyourei/h31/index.htm>
- 「学習評価の在り方ハンドブック」小・中学校編 (令和元年6月 国立教育政策研究所)
- 令和元年度学習状況調査実施報告書 (令和元年12月 青森県教育委員会)
- 学びの質を高める授業スタンダード (令和2年3月 青森県教育委員会)
- 使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料 (令和2年10月 国立教育政策研究所)
- 令和2年度学習状況調査(質問紙調査)実施報告書 (令和2年12月 青森県教育委員会)
- 学びの質を高める授業スタンダード(実践編) (令和3年3月 青森県教育委員会)

1-2 総合的な学習の時間の充実

- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編) (平成22年11月 文部科学省)
- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編) (平成22年11月 文部科学省)

2 道徳教育の充実

- 小学校道徳読み物資料集 (平成23年3月 文部科学省)
- 中学校道徳読み物資料集 (平成24年3月 文部科学省)
- 道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」(小学校編)及び(中学校編)
(平成25年3月 青森県教育委員会)
- 私たちの道徳 活用のための指導資料〔小学校編・中学校編〕 (平成26年11月 文部科学省)
- 道徳教育アーカイブ ～「道徳科」の全面実施に向けて～ (平成29年5月 文部科学省)
- <https://doutoku.mext.go.jp/>

3 特別活動の充実

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）
(平成30年12月 国立教育政策研究所)
- 学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）
(平成28年3月 国立教育政策研究所)

4 体育・健康教育の充実

【体育関係】

- 小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック
(平成23年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」
(平成25年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引（三訂版）」
(平成26年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動」（改訂版）
(平成24年 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」
(平成22年 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第9集「表現運動系及びダンス指導の手引」
(平成25年 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第10集「器械運動指導の手引」
(平成27年 文部科学省)
- 運動部活動の指針
(平成30年12月 青森県教育委員会)

【学校保健関係】

- 「未来を担う子ども健康生活推進事業」～健康副読本
(平成24年2月 青森県教育委員会)
- 薬物乱用防止教育マニュアル〔26改訂〕
(平成27年3月 日本学校保健会)
- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
(平成31年3月 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
(令和2年3月 文部科学省)

【食に関する指導関係】

- 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～
(平成29年3月 文部科学省)
- 学校におけるアレルギー疾患対応指針
(平成30年2月 青森県教育委員会)
- 食に関する指導の手引 第二次改訂版
(平成31年3月 文部科学省)

【学校安全関係】

- 防災安全の手引（二訂版）
(平成26年3月 青森県教育委員会)
- 第2次学校安全の推進に関する計画
(平成29年3月 文部科学省)
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月 文部科学省)
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成31年3月 文部科学省)

5 生徒指導の充実

- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防
(平成21年3月27日 文部科学省)
- 生徒指導提要
(平成22年3月 文部科学省)
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
(平成22年3月 文部科学省)
- 生徒指導の役割連携の推進に向けて 小学校編
(平成22年3月 国立教育政策研究所)
- 生徒指導の役割連携の推進に向けて 中学校編
(平成22年3月 国立教育政策研究所)
- 「生徒指導リーフ」シリーズ Leaf1～21、増刊号
(平成24年4月～国立教育政策研究所)
- 子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－
(平成26年7月 文部科学省)
- いじめ問題に対する取組事例集
(平成26年11月 文部科学省)
- いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」
(平成27年3月 青森県教育委員会)
- いじめのない学校づくり取組事例集
(平成28年3月 青森県教育委員会)
- いじめ対応の手引き
(平成31年3月 青森県教育委員会)
- ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」
(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)

6 キャリア教育の充実

- 小学校 キャリア教育の手引き〈改訂版〉 (平成23年5月 文部科学省)
- 中学校 キャリア教育の手引き (平成23年3月 文部科学省)
- キャリア教育を創る 学校の特色を生かして実践するキャリア教育
(平成23年11月 文部科学省 国立教育政策研究所)
- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉
(平成24年3月 青森県教育委員会)
- キャリア教育を「デザイン」するー今ある教育活動を生かしたキャリア教育ー
(平成24年8月 文部科学省 国立教育政策研究所)
- キャリア教育が促す「学習意欲」 (平成26年3月 文部科学省 国立教育政策研究所)
- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉
(平成26年3月 青森県教育委員会)
- 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変わる！キャリア教育
(平成28年3月 文部科学省 国立教育政策研究所)
- キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編 1～5
(平成31年3月 国立教育政策研究所)
- 「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版
(令和元年5月 国立教育政策研究所)
- あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～ (令和元年12月 青森県教育委員会)
https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kyaria_pasupoto.html

7 特別支援教育の充実

- 特別支援教育コーディネーターガイドブック 第1集 (平成17年9月 青森県教育委員会)
- 特別支援教育コーディネーターガイドブック 第2集 (平成18年8月 青森県教育委員会)
- 特別支援教育コーディネーター実践ガイド
(平成18年3月 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所)
- 「特別支援教育支援員」を活用するために (平成19年6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf
- 小・中学校の特別支援教育を支えるための情報ガイド
(平成20年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック
～特別支援学級・通級指導学級・通常の学級～ (平成27年3月 青森県教育委員会)
- 障害のある方への配慮マニュアル
～障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領～ (平成28年3月 青森県教育委員会)
- 小・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー
(平成28年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
<https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/11519/20160411-131708.pdf>
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～
(平成29年3月 文部科学省)
- 交流及び共同学習（居住地校交流）の手引き
ー障害のある子どもが地域で共に学び共に育つためにー (平成29年3月 青森県教育委員会)
- 青森県教育支援ファイル
（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き 改訂版
(平成30年3月 青森県教育委員会)

- 交流及び共同学習ガイド (平成31年 3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm
- 「小学校・中学校通常学級の先生のための手引き書－通級による指導を通常の学級での指導に生かす－」 (平成30年 2月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
- 青森県の先生の困ったをよかったに変える支援ヒント集【改訂版】 (令和 2年 3月 青森県総合学校教育センター)
- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド (令和 2年 3月 文部科学省)
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>

8 環境教育の推進

- 環境教育指導資料〔事例編〕 (平成 7年 5月 文部省)
- 授業に生かす環境教育 (平成21年 5月 環境省総合環境政策局環境教育推進室)
<http://eco.env.go.jp/lib/env/nerai/index.html>
- 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕 (平成26年10月 国立教育政策研究所)
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_e.pdf
- まもろうみんなの地球 わたしたちのふるさと 2014環境副読本 (平成26年 3月改訂版 青森県・秋田県・岩手県)
- 北東北三県共通環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」 (平成27年 7月 青森県・秋田県・岩手県)
- こども環境白書2016 (平成27年11月 環境省)
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h27/index.html>
- 環境教育指導資料〔中学校〕 (平成28年12月 国立教育政策研究所)

9 国際化に対応する教育の推進

- 国際教育実践事例集 中学校・高等学校編 (平成20年 8月 文部科学省)
- えいごネット (外国語教育、外国語活動、国際交流等の情報)
<https://www.eigo-net.jp/> (平成24年 7月 財団法人英語教育協議会文部科学省協力)
- 外国人児童生徒のための J S L対話型アセスメントDLA (平成26年 1月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル (平成26年 1月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm
- 英語教育推進リーダー中央研修DVD教材〔小学校〕 (平成27年 3月 ブリティッシュ・カウンシル)
- 英語教育推進リーダー中央研修DVD教材〔中学校〕 (平成27年 3月 ブリティッシュ・カウンシル)
- 英語教育推進リーダー中央研修DVD教材〔小学校・中学校・高等学校〕 (平成28年 3月 ブリティッシュ・カウンシル)
- 小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック (平成29年 6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm
- 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック (平成30年 3月 青森県教育委員会)
- 青森県版中学校英単語集 VERSION V (平成30年 6月 青森県教育委員会)
- 日本の外国語教育はこう変わる！ (平成30年 9月 文部科学省)
<https://youtu.be/ZTx9qC80nlA>
 小学校の外国語教育はこう変わる！前編・後編 (平成30年10月 文部科学省)
<https://youtu.be/AllqTOaOGgl> <https://youtu.be/JQYzWF3aYaY>
 中学校の外国語教育はこう変わる！前編・後編 (平成30年11月 文部科学省)
<https://youtu.be/-Ma6HmlAIDc> <https://youtu.be/dE3OKx7uMbY>

- 中学校外国語科移行期間における教師用指導資料 (平成31年 3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459.htm
- 小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック (平成31年 3月 青森県教育委員会)
- 外国人児童生徒受入れの手引き改訂版 (平成31年 3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- 国際理解のための教材の貸し出し、カリキュラムの開発を行っている国際機関の例
 (国際協力機構[JICA]、国際連合児童基金[ユニセフ]、ユネスコ等)
- 外国人児童生徒等の教育の充実について (報告) (令和2年 3月 文部科学省)

10 情報化に対応する教育の推進

- 発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック
 特別支援学級編・通級指導教室編・通常の学級編 (平成26年 3月 文部科学省)
https://jouhouka.mext.go.jp/school/developmental_disorder_ict_katsuyo/index.html
- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和元年12月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm
- 情報化社会の新たな問題を考えるための教材〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm (令和2年 文部科学省)
- 小学校プログラミング教育の手引き (第三版) (令和2年 2月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm
- 教育の情報化に関する手引 一追補版一 (令和2年 6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料 (令和2年 9月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- インターネットトラブル事例集(2020年版) (令和2年 9月 総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
- 未来の学びコンソーシアム 小学校を中心としたプログラミング教育ポータル
<https://miraino-manabi.jp> (文部科学省、総務省、経済通産省)

11 研修の充実

- 言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】 (平成22年12月 文部科学省)
- 言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】 (平成23年 5月 文部科学省)
- 校内研修活性化のためのアイデアブック (平成28年 3月 青森県総合学校教育センター)
- 校内研修活性化のためのツールブック (平成29年 3月 青森県総合学校教育センター)
- 教職員の学び応援ページ <https://www.nits.go.jp> (独立行政法人 教職員支援機構 NITS)

12 複式教育

- 第34集へき地・複式教育ハンドブック (事例編) (平成21年 3月 青森県教育委員会)
- 第35集へき地・複式教育ハンドブック (授業実践編) (平成23年 3月 青森県教育委員会)
- 第36集へき地・複式教育ハンドブック (算数科編) (平成25年 3月 青森県教育委員会)
- 第37集へき地・複式教育ハンドブック (国語科編) (平成27年 3月 青森県教育委員会)
- 第38集へき地・複式教育ハンドブック (社会・理科・生活科編) (平成29年 3月 青森県教育委員会)
- 第39集へき地・複式教育ハンドブック (一般編) (平成31年 3月 青森県教育委員会)

令和3年度 学校訪問実施要項

1 基本方針

青森県教育委員会（上北教育事務所）並びに管内各市町村教育委員会の、学校教育指導の方針に基づき、管内学校教育の現状と教育的課題を把握するとともに、その解決のために助言・援助し、管内学校教育の充実と向上を図る。

2 学校訪問の実施について

訪問については、次のように実施する。

ただし、十和田市教育委員会、三沢市教育委員会、野辺地町教育委員会、おいらせ町教育委員会、六戸町教育委員会、六ヶ所村教育委員会及び中部上北広域事業組合教育委員会の学校訪問については、それぞれの要項に従い、実施する。

	①計画訪問	要 請 訪 問			⑤帯同訪問
		②研 修	③教育課程等	④生徒指導等	
目的	各学校における教育目標具現化の具体的構想についての共通理解を図り、学校の教育課題解決のための支援を行う。	各学校の研修計画に基づく課題解決のための支援を行う。	各学校の経営、教育課程などにおける課題解決のための支援を行う。	生徒指導や学習指導で特別な配慮をする必要のある学校の課題解決のための支援を行う。	関係課・室に同行して管内の学校の現状を把握し、各学校への支援に生かす。
実施回数	各学校に対して、5月～7月中旬に1回行う。	希望する学校に対して、2回以内で行う。（更に要請したい場合には、相談に応じる。）	希望する学校に対して、1月～3月中旬に1回行う。	必要に応じて、随時行う。	関係課・室の訪問計画に沿い、各市町村の小・中学校各1校に対して行う。
内容	経営・運営の説明、授業参観、分科会、全体会等	校内における検証授業（提案授業）を中心としたもの。	目的に応じて、学校と協議して決める。	目的に応じて、学校と協議して決める。	経営・運営の説明、授業参観
日程	原則9：00～16：00の必要な時間。	学校の計画による。	学校の計画による。	学校の計画による。	関係課・室の計画による。
準備資料	ア 学校経営・運営の重点に関する資料 イ 指導案（A4判1枚程度） ウ 指導の重点にかかわる取組状況（一覧） エ その他必要と思われる資料	指導案等、研修に必要な資料	目的に応じた資料	目的に応じた資料	関係課・室の訪問要項に準じる。
備考	①について 当日の日程等を記した学校訪問計画書と準備資料のア～ウについては、7日前までに必要部数（訪問者数+1部）を、事務連絡扱いとして教育課長宛てに「学校訪問資料」と朱書きし提出する。準備資料エについては、当日でもかまわない。 ②、③、④について 派遣依頼文書は、訪問日の3週間前、訪問資料は7日前までに上北教育事務所長宛てに提出する。 ⑤について 資料等は、事前に1部を上北教育事務所担当者宛てに直接送付する。				

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

1 スクールカウンセラーについて

(1) スクールカウンセラー配置事業の目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸課題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー設置要綱に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

(3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育委員会にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）を2部作成し、派遣終了後、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課へ1部ずつ提出する。

エ 庶務

緊急対応のためのスクールカウンセラーの報酬及び旅費（費用弁償）の支給並びに労働者災害補償保険法に規定する保険料に要する手続きは、県教育庁学校教育課が行う。

2 スクールソーシャルワーカーについて

(1) スクールソーシャルワーカー配置事業の目的

公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

ア 派遣

市町村立小・中学校において、スクールソーシャルワーカーの派遣が必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬及び旅費（費用弁償）の支給並びに労働者災害補償保険法に規定する保険料に要する手続きは、教育事務所が行う。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにおける手続きの詳細・申請書等の様式については、直接又は市町村教育委員会を通して、上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

特別支援教育巡回相談員制度について

1 趣 旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、校内支援体制の充実を図るための制度である。巡回相談員は小・中学校等からの要請に応じて訪問し、特別支援学級担任等に対して、並びに学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。

2 巡回相談員の要請について

巡回相談員の派遣は原則として随時行うもので、要請はいつでも受け付けている。ただし、巡回相談員も学級を受けもっているため、まずは年度当初に要請を取りまとめ、計画的に訪問を実施することとする。

しかし、前述のとおり、巡回相談員の派遣は随時行うので、年度当初の取りまとめ以降でも要請を受け付ける。その際は上北教育事務所担当者に、電話にて問い合わせること。その後、上北教育事務所担当者と巡回相談員とで調整を図り、態勢が整った上で必要な書類を提出する。

(1) 要請期間

原則として、5月～12月。

(2) 要請回数

原則として、1校につき2回まで。3回目以降を希望する場合、上北教育事務所担当者に相談すること。

(3) 助言・援助内容（例）

- ア 児童生徒の指導に関すること
- イ 保護者との連携に関すること
- ウ 校内支援体制に関すること

(4) 要請手続き

ア 年度当初の取りまとめによる派遣要請

(ア) 「特別支援教育巡回相談員の派遣要請書（様式第1-1号）」及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート」（以下「フェイスシート」という。）を作成し、所管の市町村教育委員会教育長宛て2部ずつ提出する。

(イ) 「特別支援教育巡回相談員の派遣要請書（様式第1-1号）」及び「フェイスシート」は電子データを各学校へメールにて送信する（4月）。また、上北教育事務所ホームページからダウンロードすることもできる。

(ウ) 県立三本木高等学校附属中学校は、上北教育事務所長宛てに2部ずつ提出すること。

(エ) 提出締め切り等については、第1回小・中学校校長会議にて配布する、派遣要請に関する文書を参照すること。

イ その後の派遣要請

まずは、上北教育事務所担当者に電話で相談すること（0176-62-2128）。

関係者と調整し、態勢が整い次第、上記ア(ア)と同様の手続きを行う。

なお、県立三本木高等学校附属中学校は県立学校と同様の取扱いとなり、市町村立学校と手続きが異なる場合があるので、上北教育事務所担当者と手続きを確認しながら進めること。

(5) 訪問日時決定までの流れと訪問終了後の提出書類について

ア 巡回相談員連絡協議会（5月上旬）において、派遣要請書及びフェイスシートの相談

内容、希望日時等を考慮して巡回相談員の割り振りを決める。その後、巡回相談員から各校に電話連絡をするので、訪問日時を決定させること。なお、5月中の訪問を希望する場合や、取りまとめ以降に要請する場合は、上北教育事務所担当者が仲介し、要請校担当者と巡回相談員の協議・調整により、訪問日時を決定する。

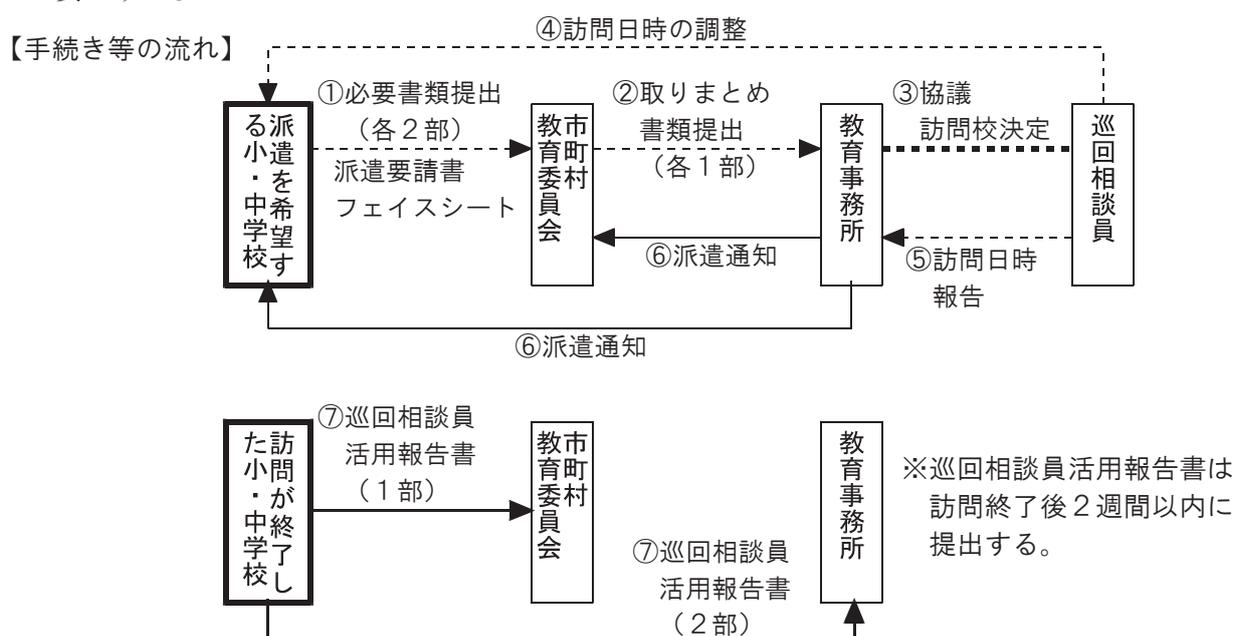
イ 上記アが終了し次第、関係教育委員会及び関係校に、派遣に関する正式通知を行う。
 なお、巡回相談員は、自身の勤務を調整して訪問するので、訪問日の急な変更がないようにすること。

また、訪問当日の前に、要請校から巡回相談員に連絡を取り、日時の確認や具体的な内容、準備物等の打合せをすること。

ウ 巡回相談員の訪問を受けた小・中学校は、訪問終了後2週間以内に、「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」を市町村教育委員会教育長に1部、上北教育事務所に2部提出する。なお、「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」の電子データは、派遣に関する正式通知の際にメールにて送信する。また、上北教育事務所ホームページからダウンロードすることもできる。

3 その他

- (1) 特別支援学級担任が新担当者である場合は、原則として派遣を要請することとする。なお、特別支援教育担当者が複数おり、校内で研修等が行える条件がそろっている場合は、その限りではない。
- (2) 原則として午後からの要請とする。また、原則として複数の学級についての助言・援助は行わない。1回の訪問につき一つの学級についての助言・援助を求めるものとする。
- (3) 指導・助言終了後、巡回相談員から助言内容等について校長等へ報告をする。その報告に基づいて、特別支援教育校内委員会等での情報共有や校内指導体制の整備等、各校の特別支援教育の活性化に努めること。
- (4) 通常学級在籍で特別な支援を必要とする児童生徒についての派遣要請については、特に校内としての組織的な支援についても助言がなされると思われる。担任だけでなく、校長・教頭・関係する職員も話し合い等に参加すること。
- (5) 巡回相談員に対する旅費は、上北教育事務所が負担する。
- (6) 巡回相談員との話し合いにより、相談者が巡回相談員の学校を訪問して授業を参観したり、指導を受けるような計画も可能である。しかし、その場合の旅費については、学校配分旅費とする。



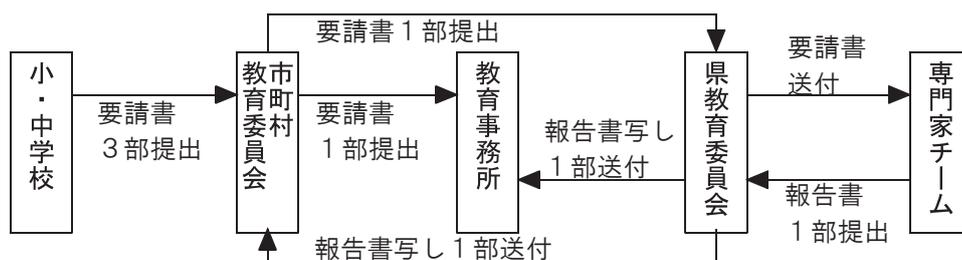
特別支援教育専門家チームについて

1 特別支援教育専門家チーム設置要項（抜粋）

- 設 置
公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実を図るために、専門家チームを設置する。
- 委 嘱
専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。
(1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者
- 職 務
専門家チームは、次の職務を行う。
(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
(2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
(3) 発達障害等の障害理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
(4) その他発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること
- 派遣要請（公立幼稚園、小学校、中学校の場合）
公立幼稚園長、小・中学校長は、設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育専門家チーム派遣要請書（第1号様式）により、県教育長へ派遣を要請するものとする。
- 派 遣
県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。
- 派遣に関する旅費
専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

2 専門家チームの派遣手続きについて

- (1) 公立小・中学校
公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、専門家チーム派遣要請書（第1号様式）を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。
- (2) 市町村教育委員会
市町村教育委員会は、公立小・中学校から提出された要請書3部のうち、それぞれ各1部を県教育委員会教育長及び教育事務所宛てに提出すること。
また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。
- (3) 専門家チームの報告書について
県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所宛て送付する。
市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※ 専門家チーム派遣要請書（第1号様式）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

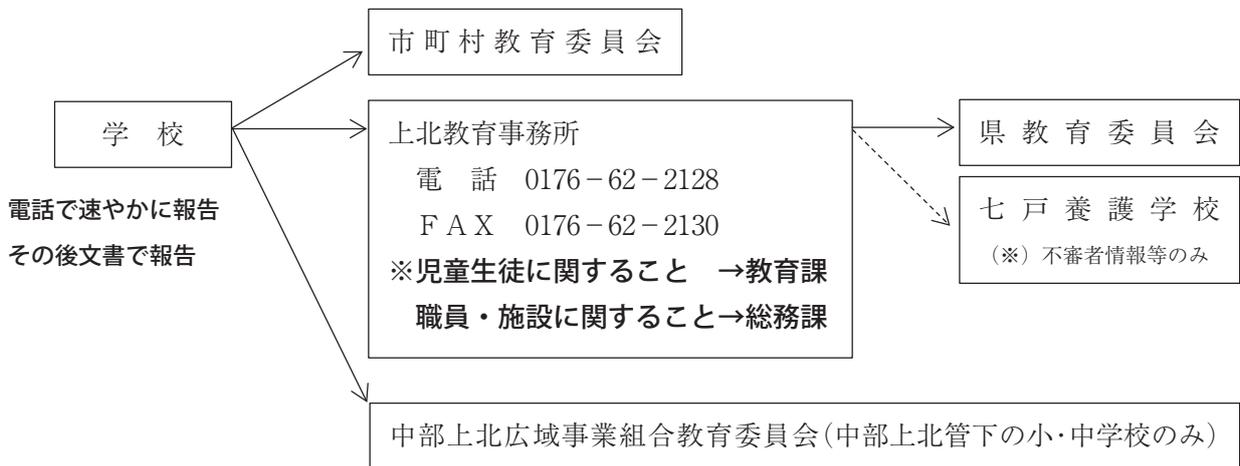
事故、感染症等の報告

1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

(1) 緊急を要する場合

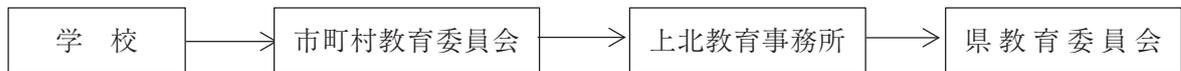
生命にかかわる重大な事故、警察や消防等に協力を依頼しなければならない重大な事故、不審者事案、重大な交通違反や人身事故等が発生した場合及び各市町村における観測点において震度5弱以上の地震を観測した場合（※）

※震度5弱以上の地震の場合は、被害なしでもその旨報告



(2) 緊急を要しない場合

軽微な交通事故や交通違反、物損事故が発生した場合、火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等で人的被害や学校施設等に被害があった場合及び臨時休業や時間短縮の措置をとる場合等

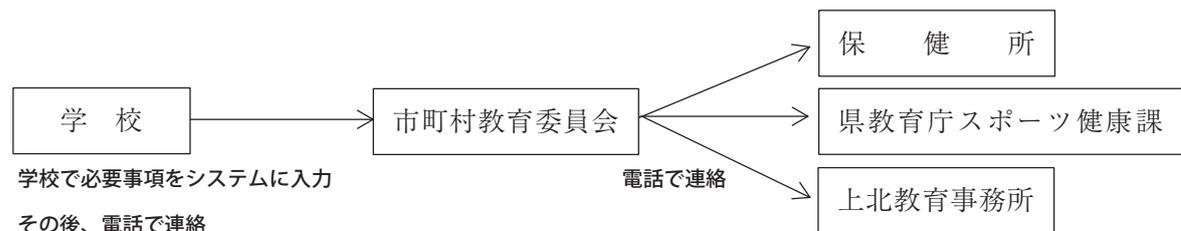


2 感染症、食中毒等の場合

下記(1)～(4)について生命に関わる重大な症状を呈した場合や報道発表が予想される場合は、学校から上北教育事務所にも、直接電話で報告する。
なお、電話で報告した場合にも、文書を提出する。

(1) 集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生時

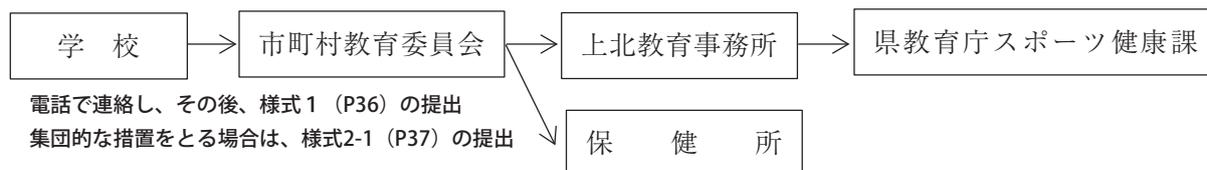
学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 学校で「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、市町村教育委員会へ電話連絡する。
- ② 市町村教育委員会は保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で連絡する。

(2) 麻しん・風しんの発生時

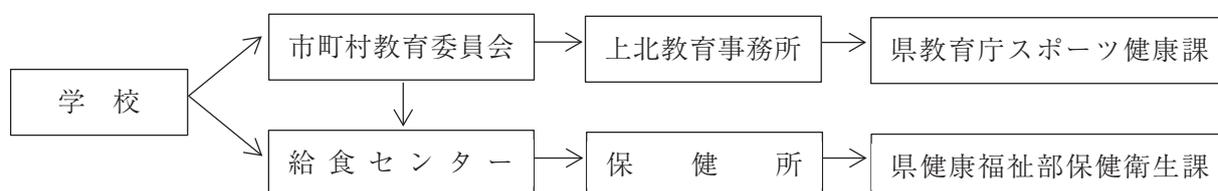
欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 電話で一報を入れた後、FAXまたはメール（様式1）で報告する。
 - ② 集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、電話で一報を入れた後、FAXまたはメール（様式2-1）で報告する。
- ※「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力は、確定診断後にお願いします。

(3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時

電話及びFAX（様式はP38）



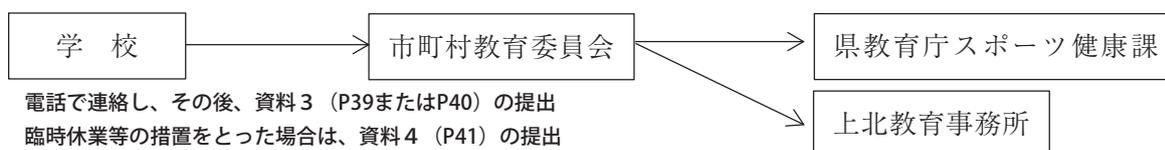
- ① 電話で一報を入れた後、把握している範囲で情報を記入し、FAXにて速やかに報告する。
- ※ 給食センターで発生した場合は、各市町村のマニュアルに従って報告する。

(4) 新型コロナウイルス感染症の発生時

児童生徒等の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、下記の流れにより速やかに報告する。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応等については、随時見直しを行っているため、常に最新の情報に注意すること。

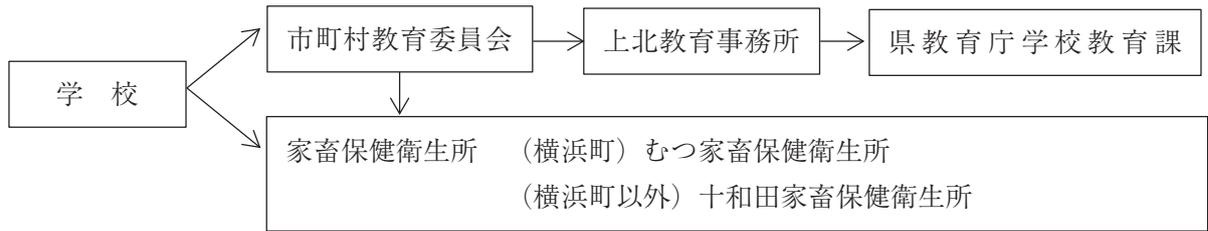
【令和3年3月現在の報告経路】



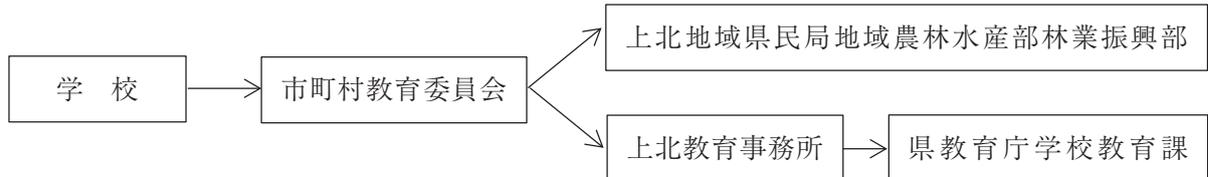
- ① 電話で一報を入れた後、FAXまたはメール（資料3）で報告する。
 - ② 集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、電話で一報を入れた後、FAXまたはメール（資料4）で報告する。
- ※「学校等欠席者・感染症情報システム」へは、入力しません。

3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

(1) 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合



(2) 学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合



◇留意事項

- ① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰（水酸化カルシウム）で消毒すること。
- ② 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

4 そ の 他

クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、臨時休業や集団下校などの措置を講じた場合は、速やかに市町村教育委員会及び上北教育事務所へ報告する。

送 付 票

_____ へ

学校・保育所名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

担 当 者 _____

患者居住地	(市・町・村)		
学年 (年齢)・性別	年 (歳)	男 ・ 女	
麻疹・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和	年	月 日
発症後の最終登校年月日	令和	年	月 日
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名 ()		
診断年月日	令和	年	月 日
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻疹 (はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他 ()		
通学・通園 (所) 方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車 (自動2輪も含む) 3、電車 (線 駅～ 駅) 4、バス (線 ~) 5、その他 ()		
クラブ・部活動等の状況			
備考:			

様式2-1 (麻しん・風しん)の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立 学校	校長名		電話	-	-
届出年月日	年 月 日 ()	担当者名		FAX	-	-
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。)			B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)			
A 在籍者数		名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)
B 患者数 (欠席・遅刻・早退を含む)		名				遅刻・早退
C 欠席者数 (再掲：出席停止者数)		名 ()	年 組			()
D 遅刻・早退者数		名	年 組			()
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 (1) 患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及びり患登校者数を含め計上する。 (2) 欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 (3) 出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4) 出席停止とされた児童、生徒については、送付票(様式1)についても報告する。			年 組			()
			年 組			()
			年 組			()
			計			()
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖		月	日	~	日
	2 学年閉鎖 ()		年) 月	日	~	日
	()		年) 月	日	~	日
	()		年) 月	日	~	日
	3 学級閉鎖 ()		年 組) 月	日	~	日
()		年 組) 月	日	~	日	
()		年 組) 月	日	~	日	
()		年 組) 月	日	~	日	
※ 学校医の指導	受けた		受けていない			
※ 保健所への連絡	連絡した		連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)			

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）

報告者 (教育事務所)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育事務所 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
↑				
報告者 (市町村教育委員会)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育委員会 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
↑				
報告者 (学校)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 立 学校 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
学校名	立 学校 校長名			
発生日時	令和 年 月 日 ()			
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載	児童生徒の罹患状況 (月 日現在)	おもな症状	
	学年 在籍	欠席者 出席者 入院 通院 通院	※該当箇所に○ 腹痛・下痢 吐き気・おう吐 発熱・発疹 その他の症状 []	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
計				
措置状況	学校医の指示事項			
	学校がとった措置			
	市町村教育委員会がとった措置			
	保健所の指示			
その他参考となる事項				

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。

記入日 令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票

学校名 _____ Tel _____

報告者職・氏名 _____

標記について、下記のとおり連絡します。

※ 臨時休業措置中に発症した者についても報告願います。なお、最終登校日の欄に臨時休業中の発症と記入願います。

※ 受診していない場合は、受診医療機関等への記入は不要です。ただし、4日以上欠席が続いた場合はかかりつけ医または受診・相談センター等へ連絡して指示を仰ぐよう御指導願います。

※ 濃厚接触者として特定された場合は、備考欄にその旨御記入下さい。なお、PCR検査結果・感染判明者との最終接触日についても御記入ください。

No.	氏名	性別	学年・組	部活動	受診医療機関	診断日	最終登校日	出席停止期間	備考
例	〇〇 〇〇	男	2年5組	バスケット ボール部	□□□医院	6月26日	6月26日	6月29日(月) ～7月10日(金)	26日、父(同居)の感染判明、濃厚接触者と特定 27日PCR検査実施 父の入院日 26日(最終接触日)
1									
2									
3									

資料3 (教職員用)

青森県教育委員会教育長 殿

記入日 令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票

学校名

Tel

報告者職・氏名

標記について、下記のとおり連絡します。

※ 臨時休業措置中に発症した者についても報告願います。なお、最終登校日の欄に臨時休業中の発症と記入願います。

※ 受診していない場合は、受診医療機関等への記入は不要です。ただし、4日以上欠席が続いた場合は受診・相談センター等へ連絡して指示を仰ぐよう御指導願います。

※ 濃厚接触者として特定された場合は、備考欄にその旨御記入下さい。なお、PCR検査結果・感染判明者との最終接触日についても御記入ください。

No.	氏名	性別	年齢	分掌 (学年・部活動)	受診医療機関	診断日	最終勤務日	出勤困難休暇	備考
例	〇〇 〇〇	男	40	37HR 担任 野球部	□□□医院	6月28日	6月26日	6月26日(月) ～7月10日(金)	関東圏への移動歴有り(6月20～21日)。26日より発熱の症状があり、左記医療機関を受診。27日PCR検査実施。
1									
2									
3									

資料 4

新型コロナウイルス感染症に係る措置状況

※【新規・継続（ 報）・再】

学校名				電話	—	—	
届出年月日	年 月 日 ()	担当者名		FAX			
※措置状況 対象及び期日 実施した全ての措置 の口に「レ」をいれ てください。	<input type="checkbox"/> 学校閉鎖		月 日 ~	月 日			
	<input type="checkbox"/> 学年閉鎖		(年) 月 日 ~	月 日			
			(年) 月 日 ~	月 日			
			(年) 月 日 ~	月 日			
	<input type="checkbox"/> 学級閉鎖		(年 組 又は 年 学科・コース等)	月 日 ~	月 日		
		(年 組 又は 年 学科・コース等)	月 日 ~	月 日			
		(年 組 又は 年 学科・コース等)	月 日 ~	月 日			
<input type="checkbox"/> その他の措置（授業打ち切りや部活動の中止等）							
感染状況 (/) 現在		内訳（内訳が学部等の場合、年を斜線で消し記入）					
在籍者数	名	学年・学科 コース等別	在籍数	感染判明 者数	濃厚接触 者数	備考	
感染判明者数	名	年					
濃厚接触者数	名	年					
その他	名	年					
※濃厚接触者等の検査状況		年					
検査対象者数	名	年					
検査実施日	名	年					
※結果判明予定		計					
※消毒の有無	実施した 全部 ・ 一部 () ・ 実施していない						

「※」の項目については、記入できる範囲で

